

神奈川県災害復旧工事等に係る功績者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県県土整備局が管理する公共施設に関し、地震、大雨、台風その他の自然現象による災害に関わる未然防止工事、復旧工事及び二次災害の防止工事、並びに県民の安全安心を確保するための緊急工事等（以下「災害復旧工事等」という。）のうち、危険、困難な条件を克服し、又は迅速に施行し、その功績が特に顕著なものについて、その災害復旧工事等を施行した法人等を表彰することを目的に、表彰の取扱いに関する規程（昭和41年神奈川県訓令第7号）第3条第2項の規定に基づき必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、災害復旧工事等のうち、次の各号のいずれかに該当するものを施行し、その功績が特に顕著な法人等を対象とする。

- (1) 著しく危険又は困難な条件を克服して施行したもの
- (2) 公共施設の機能を迅速に確保し回復したもの
- (3) その他知事が特に認めたもの

(表彰の方法)

第3条 表彰は、感謝状により知事が行う。この場合において記念品を贈ることができる。

(欠格要件)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。

- (1) 災害復旧工事等の契約日から表彰日までの間において、神奈川県指名停止等措置要領（平成18年4月1日施行）第2条に該当するもの
- (2) その他表彰することが不相当と認めるもの

(推薦の手続)

第5条 所属長（センター所長を含む。）は、災害復旧工事等のうち第2条に該当し、表彰にふさわしい法人等と認める場合には、その災害復旧工事等の完成検査又は行為の完了後、1か月以内に県土整備局長を経由して推薦書（別紙様式）を知事に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、提出期限を延長することができる。

(審査委員会)

第6条 被表彰法人等を選考するため、災害復旧工事等表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、別表の者及び選考の対象となる災害復旧工事等を主管する本庁各課の長をもって充てる。

- 4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を代行する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(被表彰法人等の決定等)

第7条 知事は、被表彰法人等を委員会の審査結果に基づき決定し、速やかに表彰を行う。

(庶務)

第8条 表彰に関する庶務は、県土整備局都市部技術管理課が行う。

附 則

この要綱は、平成18年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月27日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	職 名
委 員 長	県土整備局長
副委員長	県土整備局都市部長
委 員	県土整備局事業管理部長 県土整備局道路部長 県土整備局河川下水道部長 県土整備局建築住宅部長 県土整備局総務室企画調整担当課長 県土整備局事業管理部県土整備経理課長 県土整備局事業管理部建設業課長 県土整備局都市部技術管理課長